

特別養護老人ホーム柏松苑
(指定介護老人福祉施設)
運営規程

社会福祉法人柏松会

特別養護老人ホーム柏松苑 指定介護老人福祉施設運営規程

事業の目的

第1条 社会福祉法人柏松会の開設する特別養護老人ホーム柏松苑（以下、事業所という）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下、事業という）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等の従業者（以下、従業者という）が要介護状態の高齢者等に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

運営方針

- 第2条 事業所の従業者は、施設介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行い、利用者の心身の機能の維持、自立支援、生活の質の向上を図っていくものとする。
- 2 事業の実施に当っては利用者の意思と人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当っては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

サービスの取扱方針

- 第3条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況に応じて、妥当適切なサービス提供を行なうものとする。
- 2 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行うものとする。
 - 3 事業所の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、施設サービス提供について必要な事項について、理解しやすいように説明し同意をえるものとする。
 - 4 事業所は、施設サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なわないものとする。
 - 5 事業所は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

事業所の名称

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム柏松苑
- (2) 所在地 宮城県柴田郡村田町大字足立字上ケ戸17番地5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、事業を円滑に運営するために必要であると認めるときは、それぞれの職務分担以外の職務を兼務させることができる。

- (1) 管理者（苑長） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び利用者の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し、運営規定の遵守のための指揮命令をする。
- (2) 補・副苑長 1名
上司の命を受け、管理者（苑長）を補佐し、職員に助言・指導する。管理者に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 指導主事 1名
上司の命を受け、管理者（苑長）を補佐し、事業所全体の職務を掌握し助言・指導する。
- (4) 統括主任 1名
上司の命を受け、業務を整理し、助言・指導する。
- (5) 事務長 1名
上司の命を受け、業務の庶務及び会計事務等に従事する。
- (6) 事務員 2名以上
上司の命を受け、事業所の一般事務に関する業務に従事する。
- (7) 医師 1名以上
利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (8) 看護職員 2名以上（看護師・准看護師）
上司の命を受け、事業の業務（利用者の健康管理、医師との連携支援等）に従事する。
- (9) 生活相談員 1名以上
上司の命を受け、事業の業務（利用者の生活相談や利用計画等）に従事する。
- (10) ケアマネージャー 1名以上
上司の命を受け、事業の業務（介護計画の策定等）に従事する。
- (11) 介護職員（ケアワーカー） 25名以上
上司の命を受け、事業の業務（利用者の日常生活の介護、援助等）に従事する。
- (12) 管理栄養士 1名以上

上司の命を受け、事業の業務（献立作成、栄養量計算、利用者の栄養指導、設備の衛生管理等）に従事する。

(13) 機能訓練指導員 1名以上

上司の命を受け、事業の業務（利用者の日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練等）に従事する。

2 また、各部署に次の責任者を置く。

事務所 : 事務責任者
看護職員（看護師・准看護師） : 看護責任者
介護職員（ケアワーカー） : ケアワーク責任者
厨房 : 厨房責任者

3 前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

利用定員

第6条 事業の利用定員は50名とする。ただし、ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

指定介護老人福祉施設サービスの内容

第7条 指定老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

なお実際の介護にあつては、利用者個々の心身の状態に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

(1) 入浴

イ) 一週間2回以上の入浴または清拭を行う。ただし、医師の指示等により、健康上入浴が禁止された場合または伝染性の疾患等があるときなどは、この限りでない。

(2) 排泄

イ) 利用者の心身の状況とプライバシーに十分配慮するとともに、その自立能力を最大限に活用した援助を行うものとする。

ロ) おむつを使用せざるを得ない利用者については、適切に交換するものとする。

(3) その他自立への支援

イ) 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮する。

ロ) 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮する。

ハ) 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助する。

ニ) 転倒や自傷他害等の危険がある場合及び生命・身体の安全確保ができない場合を除き、身体の拘束及び抑制を行わない。

2 利用者の食事は、栄養と利用者の身体の状況及びし好を考慮したものを適切な時間に提供するものとし、利用者の自立支援のためできるだけ離床して食堂にて行う

ことを原則とする。

- 3 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のため、機能訓練を実施するものとする。
- 4 事業所の医師及び看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとし、医師は、利用者に対して行った健康管理に関して健康手帳の所要の頁に必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しないものについては、この限りではない。
- 5 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握し、利用者または家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 6 事業所は、教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 7 事業所は、常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するものとする。
- 8 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等の手続きについて、利用者または家族において行なうことが困難な場合は、その者の同意を得て、代わって行なうものとする。

指定介護老人福祉施設の利用料その他の費用

第8条 指定介護老人福祉施設サービスの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から1割または2割もしくは3割の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食費

(2) 居住費

(利用者が入院又は外泊をした場合は、月に6日を限度として徴収する)

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用

(4) 入所時に委託された現金、通帳、印鑑、年金証書等の貴重品の管理及び現金出納の管理及び必要な手続きの代行（月額2,000円）

(5) 個人テレビ視聴（1日50円）

(6) 冷蔵庫使用（月額2,000円）

(7) 複写物の交付（1枚10円）

(8) 理髪サービス（1回2,000円）

(9) 前各号に掲げるものの他、指定介護老人福祉施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の実費。

- 4 指定介護老人福祉施設事業所は、前項の費用の額に係わるサービスの提供に当ってはあらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書により得るものとする。

利用手続きの説明及び同意

第9条 事業所は、サービス提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供開始についての同意を得るものとする。

入所

第10条 事業所は、心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難なものに対してサービスを提供する。

- 2 事業所は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒むことはできないものとする。
- 3 入所申請者が入院治療を必要とする場合その他入所申請者に対して自ら適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関、他サービス提供事業所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 事業所は、介護保険法（平成9年法律第123号）第87条第2項の規定に基づき、被保険者等からの申出があったときは、契約により入所させる。

退所

第11条 利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し退所するものとする。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が病院または診療所に入院し、おおむね3ヶ月以上の入院を要すると診断された場合、または、3ヶ月以上の入院が明らかに見込まれる場合
- (3) 要介護認定により利用者が「自立」または「要支援」と判定された場合
- (4) 第11条2項から第11条5項に基づき契約が解約または解除された場合
- 2 利用者によって契約有効期間中、中途解約がなされた場合。なお、利用者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとする。
- 3 利用者は、利用料金の変更に同意することができない場合には、契約を即時解約することができる。

- 4 事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができる。
- (1) 利用者が契約締結時に病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、契約継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 利用者が正当な理由なく利用料その他の事業所に対して支払うべき費用を3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (3) 利用者が故意または過失により事業所またはサービス従業者もしくは他の利用者の身体・財物等を傷つけ、契約継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 5 利用者は、事業所もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行なった場合には、契約を解除することができる。
- (1) 事業所もしくはサービス従業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合。
 - (2) 事業所もしくはサービス従業者が第20条2項に規定する守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業所もしくはサービス従業者が故意または過失により契約者の身体・財物等を傷つけ契約継続しがたい重大事情を生じさせた場合。
- 6 事業所は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者およびその家族の希望、その者通常の見送の実施地域が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行なうものとする。

身元引受人

- 第12条 事業所は、利用者に対し身元引受人を求めることができる。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合には、この限りではない。
- 2 身元引受人は、以下の各号の責任を負うものとする。
- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力する。
 - (2) 契約終了の場合、事業所と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努める。
 - (3) 利用者が退所した場合の預かり金品の引取または死亡した場合の遺体及び遺留品の引受その他必要な措置を行なう。

契約当事者の変更

- 第13条 利用者は、契約の有効期間中に事理弁識能力を失った場合に備えて利用者の家族等を代理人とすることを認めるか、または第三者と契約の変更を行なうことに

同意するものとする。

サービス利用に当たっての留意事項

第14条 事業所は、別に定める重要事項説明書に記載された次の留意事項について、利用者に事前の説明を行い、利用者はそれを遵守するものとする。

- (1) 来訪及び面会時間
 - (2) 外出及び外泊時の届出
 - (3) 居室、設備、備品等の利用方法
 - (4) 喫煙及び飲酒
 - (5) 迷惑行為等
 - (6) 所持品の管理
 - (7) 現金等の管理
 - (8) 宗教活動、政治活動、営利活動
 - (9) 決められた物以外の持込
- 2 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
- 3 利用者は、施設の設備、備品等をその本来の用途に従って利用し、施設の設備、備品等を故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、または相当の代価を支払うものとする。
- 4 事業所は、利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合、利用者とその家族等との協議により、入所方法を決定するものとする。

苦情解決

第15条 事業所は、利用者、利用者の身元引受人または家族等から苦情申立があった場合には、速やかに事実関係を調査し、その結果を利用者、利用者の身元引受人または家族に報告し、必要な措置を講じるものとする。

緊急時の対応方法

第16条 従業者は、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 事業所は、利用者が転倒等の事故により負傷した場合には、その負傷の状況等を当該利用者の家族、介護保険の保険者（市町村）、居宅介護支援事業所に報告するものとする。

非常災害対策

第17条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年2回、避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

身体拘束原則禁止

第18条 事業所はサービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束等適正化検討委員会を開催し、切迫性、非代替性等の要件を確認する。
 - (2) 身体拘束等にかかる様態、時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得なかった理由等を記録する。
 - (3) 利用者または家族に対し、身体拘束の必要性を説明し、身体拘束等の方法、実施時間、解除方法等について説明し、同意を得る。

虐待防止に関する事項

第19条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

その他運営についての留意事項

第20条 事業所は、従業者の質的な向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、個人情報保護法を遵守するとともに、社会福祉法人柏松会個人情報

保護規定に基づき、利用者及びその家族等の個人情報を安全かつ適切に管理するものとする。

- 5 事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 6 事業所は、サービスの提供についての記録を作成し、それをその完結の日から5年間保管し、利用者またはその代理人の請求に応じ、これを閲覧させ、複写物を交付するものとする。
- 7 事業所は、施設において使用する備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するとともに、医薬品・医療器具等の管理を適切に行なうものとする。
- 8 事業所は、その運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努めるものとする。
- 9 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人柏松会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- *この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- *この規程は、平成11年10月1日から施行する。
- *この規程は、平成13年11月30日から施行する。
- *この規程は、平成14年9月1日から施行する。
- *この規程は、平成15年2月24日から施行する。
- *この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- *この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- *この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- *この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- *この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- *この規程は、令和6年4月1日から施行する。